

中小規模事業者省エネ診断事業実施要綱

制定 平成30年8月16日

改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、中小規模事業者のエネルギー使用量等の見える化や省エネ対策実施を支援するため、長野県（以下「県」という。）が省エネ専門家と連携して行う中小規模事業者省エネ診断事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において省エネ専門家とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 信州省エネスペシャリスト
- (2) 信州省エネアシスタント

(事業内容)

第3条 本事業における省エネ診断では、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 県は、省エネ専門家の委嘱及び登録を行う。
- (2) 省エネ診断の受診を希望する事業者は、県に受診の申込を行う。
- (3) 県又は省エネ専門家は、受診事業者に対して事前調査を実施し、エネルギー使用量等の情報の収集、分析等を行う。
- (4) 省エネ専門家は、受診事業者の事業所を訪問し、簡易的な省エネ診断を行う。
- (5) 省エネ専門家は、診断結果について受診事業者に説明する。

(県の役割)

第4条 県は、本事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 本事業の運営及び周知
- (2) 省エネ専門家の委嘱及び登録
- (3) 省エネ診断受診事業者の募集、受付、連絡調整
- (4) 環境、施設管理等の業務を行う者を対象とした研修等の実施
- (5) 地球温暖化対策についての普及啓発

(省エネ専門家の役割)

第5条 信州省エネスペシャリストは、本事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 事前調査（資料の分析、調査事項の検討等）
- (2) 省エネ診断（ヒアリング、現地確認等）
- (3) 報告書の作成（診断結果、省エネ提案等）
- (4) 報告書の解説（受診者の希望により、対面、電話、メール等適宜対応）
- (5) 県への省エネ診断実績報告
- (6) 信州省エネアシスタントの教育、知識の普及

2 信州省エネアシスタントは、本事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 事前調査事項の確認（信州省エネスペシャリストと情報共有）
- (2) 省エネ診断への随行
- (3) 県への省エネ診断参加実績報告

(謝金等)

第6条 第5条第1項に係る謝金及び旅費については、予算の範囲内で県の規定に基づき県が信州省エネスペシャリストに支払う。

2 第5条第2項に係る旅費については、予算の範囲内で県の規定に基づき県が信州省エネアシスタントに支払うものとし、その他事項に係る経費は、信州省エネアシスタントが負担することとする。

3 省エネ専門家は、本事業実施の対価として、受診事業者に対して診断料等の負担を求めてはならない。

(信州省エネスペシャリストの委嘱)

第7条 知事は、省エネ診断の実績等に基づき信州省エネスペシャリストを委嘱し、当該委嘱を受けた者に対してその旨の通知を行うものとする。

(委嘱の期間)

第8条 信州省エネスペシャリストの委嘱の期間は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(身分証の交付)

第9条 知事は、第7条において委嘱した信州省エネスペシャリストに対して、県委嘱の信州省エネスペシャリストであることを証明する身分証(様式第1号。以下「身分証」という。)を交付する。

(身分証の再交付申請)

第10条 信州省エネスペシャリストは、身分証を紛失し、又はき損したときは、信州省エネスペシャリスト身分証再交付申請書(様式第2号)及び当該身分証(き損した場合に限る。)を、速やかに知事に提出するものとする。

(身分証の再交付)

第11条 知事は、前条の規定により再交付の申請のあった場合は、当該信州省エネスペシャリストに対して、身分証を再交付する。

(信州省エネアシスタントの申込)

第12条 本事業における信州省エネアシスタントの登録を受けようとする者又は登録を更新しようとする者(以下「登録申込者」という。)は、別に定める中小規模事業者省エネ診断事業信州省エネアシスタント募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類を知事に提出するものとする。

(信州省エネアシスタントの登録)

第13条 知事は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、登録基準に基づき信州省エネアシスタントの登録をし、又はしない旨の決定を行い、本事業における信州省エネアシスタントの登録を受けようとする者(以下「登録申込者」という。)に対してその旨の通知を行うものとする。

2 前項の登録基準は、次のとおりとする。

(1) 県内で環境、施設管理等、省エネに係る業務を行っている者であること。

(2) 募集要領で定める書類が適正に記載され提出されていること。

3 知事は、第1項の規定による登録を行う場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(登録の有効期間)

第14条 信州省エネアシスタントの登録の有効期間は、登録の日から令和8年3月31日までとし、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

(登録証の交付)

第15条 第9条の規定は、県登録の信州省エネアシスタントであることを証明する登録証(様式第4号。以下「アシスタント登録証」という。)について準用する。

(登録の取消し)

第16条 知事は、信州省エネアシスタントが次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条の規定に関わらず、第13条第1項の登録の承認を取り消すことができるものとする。

(1) 信州省エネアシスタントから様式第5号による登録取消申請があったとき。

(2) 第6条第3項の規定に反して、受診事業者から診断料等を徴収したとき。

(3) 不正の手段により、第13条第1項の登録の承認を受けたとき。

(4) 募集要領に遵守すべき事項として定められている事項が遵守されていないと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を受けていた者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により認定を取り消された者は、速やかに知事にそのアシスタント登録証を返納しなければならない。

(登録証の再交付等)

第17条 第10条及び第11条の規定は、アシスタント登録証の再交付について準用する。

(公表)

第18条 県は、信州省エネスペシャリストの氏名、所属及びその他本事業を円滑に運営するために必要と認める事項については、公表することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の運用に関して必要な事項は、別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月16日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

（表）

委嘱期間			年	月	日から
			年	月	日まで
信州省エネスペシャリスト身分証					
信州省エネ スペシャリスト 顔写真 たて 3.0cm よこ 2.4cm	番号 第 号				
	氏 名				
	上記の者は、長野県の中小規模事業者省エネ診断事業における 信州省エネスペシャリストであることを証明する				
長野県知事					
「中小規模事業者省エネ診断事業実施要綱」に基づき実施するものです。					

（裏）

注意事項
1 本身分証は、本事業において省エネ診断を実施する際には、必ず提示しなければならない。
2 本身分証は、本人が本事業においてのみ使用するものとする。

信州省エネスペシャリスト身分証 信州省エネアシスタント登録証 再交付申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所

(フリガナ)

氏 名

中小規模事業者省エネ診断事業実施要綱（ 第10条 第17条 ）の規定により、下記のとおり（ 信州省エネスペシャリスト身分証 信州省エネアシスタント登録証 ）の再交付を申請します。

記

(フリガナ) 省エネ専門家氏名	
省エネ専門家種別	信州省エネスペシャリスト 信州省エネアシスタント
(登録)番号	
委嘱(登録)年月日	
亡失等の年月日	
亡失等の事情	

※ 信州省エネスペシャリスト身分証再交付申請者は「第10条」、「信州省エネスペシャリスト身分証」に、信州省エネアシスタント登録証再交付申請者は「第17条」、「信州省エネアシスタント登録証」に○を記入すること。

信州省エネアシスタント登録 審査結果通知書

年 月 日

様

長野県知事

年 月 日付けで申請のあった内容について、下記のとおり（登録、不登録）したので、中小規模事業者省エネ診断事業実施要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

【登録、不登録する理由】

（表）

有効期間			年	月	日から
			年	月	日まで
信州省エネアシスタント登録証					
信州省エネ アシスタント 顔写真 たて 3.0cm よこ 2.4cm	登録番号		第	号	
	氏名				
上記の者は、長野県の中小規模事業者省エネ診断事業における 信州省エネアシスタントとして登録されていることを証明する					
長野県知事					
「中小規模事業者省エネ診断事業実施要綱」に基づき実施するものです。					

（裏）

注意事項

- 1 信州省エネアシスタントは、中小規模事業者省エネ診断事業実施要綱第16条第1項に該当した場合、本登録を取り消すものとする。
- 2 取消しにより効力を失った信州省エネアシスタントは遅滞なく、本登録証を長野県知事に返納しなければならない。
- 3 本登録証は、本事業において省エネ診断を実施する際には、必ず提示しなければならず、かつ、本人が本事業においてのみ使用するものとする。

信州省エネアシスタント登録取消申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所

(フリガナ)

氏 名

中小規模事業者省エネ診断事業実施要綱第13条第1項の規定による登録の取消しを申請します。

記

(フリガナ) 信州省エネアシスタント 氏名	
登録番号	
登録年月日	
申請理由	

信州省エネアシスタント登録取消通知書

年 月 日

様

長野県知事

下記のとおり信州省エネアシスタントの登録を取り消したので、中小規模事業者省エネ診断事業実施要綱第16条第2項の規定により通知します。

記

【登録を取り消す理由】